

大阪経済大学大学院学則

平成20年 12月 9日改正
平成22年 4月 1日施行

大阪経済大学大学院学則

目 次

第1章	総 則	2
第2章	教 員 組 織	3
第3章	運 営 組 織	3
第4章	授業科目と単位制	3
第5章	課程修了及び称号	4
第6章	入学・編入学・休学・退学・再入学・復学	4
第7章	委託学生・科目等履修生・研修生・研修員・研究生・聴講生及び外国人学生	5
第8章	検定料・入学金・授業料及びその他の納付金	6
第9章	学 生 研 究 室	6
第10章	賞 罰	7
第11章	教育職員養成課程	7
第12章	付 属 施 設	7
附 則		8
別 表		10

第 1 章 総 則

第1条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2. 研究科または専攻ごとの人材養成に関する目的、その他教育研究上の目的については別に定める。

第2条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2. 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
3. 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
4. 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
5. 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。

- ① 経済学研究科 経済学専攻
- ② 経営学研究科 経営学専攻
- ③ 経営情報研究科 経営情報専攻
- ④ 人間科学研究科 臨床心理学専攻
人間共生専攻

6. 修士課程及び博士前期課程の最長在学年限は 4 年、博士後期課程の最長在学年限は 6 年とする。

第3条 本学大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専 攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学 研究科	経済学 専攻	—	—	20 名	40 名	10 名	30 名
経営学 研究科	経営学 専攻	30 名	60 名	—	—	—	—
経営情報 研究科	経営情報 専攻	20 名	40 名	—	—	—	—
人間科学 研究科	臨床心理学 専攻	10 名	20 名	—	—	—	—
	人間共生 専攻	10 名	20 名	—	—	—	—

第4条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 1 学年を次の 2 期に分ける。
 - ①春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
 - ②秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

3. 次に掲げる日を休日並びに休業日とし、授業を行わない。
 - ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ② 本大学記念日 9月30日
 - ③ 夏期休業 8月1日から9月30日まで
 - ④ 冬期休業 12月24日から翌年1月5日まで
 - ⑤ 春期休業 3月21日から3月31日まで
4. 必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、または休業日を定めることができる。

第 2 章 教 員 組 織

第5条 本学大学院における授業及び必要な研究指導は、若干名の本学の教授、准教授、講師がこれを担当する。ただし、必要ある場合は、兼任教員が担当することができる。

第 3 章 運 営 組 織

第6条 本学大学院の各研究科に研究科委員会を置く。

2. 各研究科委員会は、当該研究科を担当する専任の教員をもって組織する。
3. 各研究科委員会は、当該研究科長がこれを招集してその議長となる。
4. 各研究科委員会は、授業及び研究指導等に関する事項、試験に関する事項、学位論文の審査に関する事項、大学院学則及び規程の改廃に関する事項、学位の授与に関する事項、当該研究科の改廃及び授業科目の増設又は変更に関する事項その他必要な事項の審議にあたる。
5. 各研究科委員会の学務は、当該研究科長がこれを統括する。
6. 大学院研究科委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第6条の2 本学大学院における教育・研究の推進と、各研究科間の調整および大学院の円滑な運営のために大学院委員会を置く。

2. 大学院委員会に関する規程は、別にこれを定める。

第 4 章 授 業 科 目 と 単 位 制

第7条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法については、別表(1)においてこれを定める。

2. 各研究科委員会は教育上有益と認めるときは、当該学生が入学前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものと認定することができる。
3. 前項の単位は、修士課程または博士前期課程において10単位を超えないものとする。
4. 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、各研究科における選択科目として、他の研究科または他の大学院の授業科目を履修することができる。
5. 前項の規定により修得した単位については、修士課程または博士前期課程において10単位を超えないものとする。

第 5 章 課程修了及び称号

- 第8条 各研究科において授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対し学期末又は学年末に授業科目の試験を行う。
授業科目の試験の成績は、優（100点～80点）、良（79点～65点）、可（64点～60点）、不可（59点以下）に分け、可以上を合格とする。
2. 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 第9条 修士課程または博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当該修士課程または博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 第10条 博士課程に5年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間をふくむ。）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、大学院に3年（修士課程または博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間をふくむ。）以上在学すれば足りるものとする。
- 第11条 修士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。
- 第12条 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に授与する。
- 第13条 本学大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と研究能力を有する者と確認された時は、経済学研究科委員会の議を経て博士の学位を学長が授与することができる。
- 第14条 学位及びその授与については本章のほか、大阪経済大学学位規程においてこれを定める。

第 6 章 入学・編入学・休学・退学・再入学・復学

- 第15条 入学の時期は、学年始め4月とする。
- 第16条 修士課程または博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当しなければならない。
- ① 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
 - ② 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
 - ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ④ 文部科学大臣の指定した者
 - ⑤ 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - ⑥ 本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第17条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当しなければならない。

- ① 修士の学位を有する者
- ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- ③ 文部科学大臣の指定した者
- ④ 本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第18条 本学大学院に入学を志願する者は、本学大学院所定の手続によって願い出るものとする。

第19条 入学志願者に対しての入学試験は学力・人物・健康について考査する。

2. 学力考査は、論文試験・外国語試験及び口頭試問によって行う。

第20条 他の大学院の学生が所属大学の学長の承認書を添えて本学大学院に編入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り選考の上、これを許可することがある。

第21条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

2. 入学を許可された者は、所定の方式に従って宣誓し、かつ、本学の承認する保証人を立てなければならない。

これを怠るときは、入学許可を取消すことがある。

第22条 病気その他やむを得ない事由によって長期にわたり欠席しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署の上、休学を願い出ることにより許可を得て、休学することができる。

2. 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には引続き1年に限り許可することがある。
3. 休学期間は、修士課程または博士前期課程においては通算2年、博士後期課程においては通算3年を超えることができない。
4. 休学者は各学期始めでなければ復学することができない。
5. 休学期間は、在学期間に算入しない。

第23条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、その事由を明記し、保証人連署で願い出なければならない。願い出により退学を許可する。

第24条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、学年始め4月に限り各研究科委員会の議を経て、許可することがある。

第25条 博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得した学生は、研究計画書を提出し、承認を得なければ引き続き在学することができない。

第 7 章 委託学生・科目等履修生・研修生・研修員・研究生・聴講生及び外国人学生

第26条 官公庁、外国政府その他の機関から本学大学院の特定科目について、学修を委託された者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会において選考の上、委託学生としてこれを許可することがある。

2. 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。試験に合格した者には、証明書を交付する。

第26条の2 各研究科において正規の学生の学修を妨げない限り、科目等履修生として、1科目または複数の授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生が、その履修した授業科目について試験を受け合格した時は、所定の単位を修得したものと認める。
3. その他科目等履修生に関することについては、別に定める科目等履修生手続規程による。

第27条 博士後期課程における所定の単位を修得して退学した者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の学修の妨げのない限り、選考の上、研修生としてこれを許可する。

2. 研修生を志願する者は、学年の始めに研究計画書を付して願出しなければならない。
- 第28条 研修生は、研究上、各研究科委員会によって定められた教員の研究指導のもとに研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。
- 第29条 研修生の研究期間は1年とする。
ただし、必要ありと認められたときは、3年を限度として、1年毎に更新することができる。
- 第30条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。
研修料は別に定める。
- 第31条 各研究科における授業科目中、特定科目の研究を志望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、選考の上、研究生としてこれを許可することがある。
2. 研究生に関する規程は、別に定める。
- 第31条の2 人間科学研究科臨床心理学専攻を修了した者が、心理臨床センターにおける研修の継続を希望するときは、選考の上、研修員としてこれを許可する。
2. 研修員に関する規程は、別に定める。
- 第32条 各研究科における授業科目中、一科目又は数科目の聴講を希望する者があるときは、正規の学生の学修に妨げのない限り、各研究科委員会によって選考の上、聴講を許可することがある。
2. 聴講生が、聴講科目の試験に合格したときは、本人の請求によって、証明書を交付する。
3. 聴講生については別に定める。
- 第33条 外国人で本学大学院に入学しようとする者は、各研究科委員会によって選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
2. 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 8 章 検定料・入学金・授業料及びその他の納付金

- 第 34 条 入学（編入学・再入学を含む）志願者は、入学検定料を納付し、入学を許可された者は、入学金を納付しなければならない。
2. 入学検定料及び入学金は、別表（2）に定めるとおりとする。
3. いったん納付された入学検定料、入学金は返還しない。
- 第35条 学生は、学費等納付金を納付しなければならない。
2. 授業料その他の学費等納付金は、別表（2）に定めるとおりとする。
3. 休学する者は、学費等納付規程および学費等納付金額に関する規程に定める在籍料を納めなければならない。
4. 学費の納付が困難な者には、審議の上、延納を許可することがある。
5. いったん納入された学費等納付金は返還しない。
6. 所定の期日までに学費等納付金を納付しない者は除籍とする。
7. 除籍された者が復籍を許可された場合は、学費等納付規程および学費等納付金額に関する規程に定める復籍料を納めなければならない。

第 9 章 学 生 研 究 室

- 第36条 本学大学院に学生研究室を設ける。
2. 学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の授業、研究指導及び研究のために用いることができる。

第 10 章 賞 罰

第37条 人物、学業ともに優秀な者には、授賞することがある。

第38条 学生が本学大学院の学則に違反し、若しくは学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その状況によって懲戒を行う。

2. 懲戒は、けん責、謹慎、停学及び退学の4種とする。

第39条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。

① 成業の見込がないと認められる者

② 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

③ 正当な理由なくして学業を怠る者

第40条 賞罰は、各研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

第 11 章 教育職員養成課程

第41条 中学校・高等学校教諭専修免許状授与の所要の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。

2. 本学大学院において取得できる教育職員免許状は次のとおりとする。

研 究 科	免 許 状 の 種 類
経 済 学 研 究 科	中学校教諭専修免許状 社 会
	高等学校教諭専修免許状 地理歴史
	高等学校教諭専修免許状 公 民
	高等学校教諭専修免許状 商 業
経営学研究科	高等学校教諭専修免許状 商 業
経営情報研究科	高等学校教諭専修免許状 商 業
	高等学校教諭専修免許状 情 報

3. 教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第 12 章 付属施設

第42条 本大学院に次の付属施設を置く。

(1) 心理臨床センター

2. 付属施設の規程は別に定める。

(附則)

- 第1条 本学大学院学則に必要な手続規程は、別にこれを定める。
- 第2条 本学大学院学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 第3条 本学大学院学則は、昭和42年8月に改正した。(博士課程新設のため)
- 第4条 本学大学院学則は、昭和43年3月8日に改正した。
- 第5条 改正学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 第6条 本学大学院学則は、昭和44年3月1日に改正した。
- 第7条 改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 第8条 本学大学院学則は、昭和45年2月1日に改正した。
- 第9条 改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。
- 第10条 本学大学院学則は、昭和46年1月30日に改正した。
- 第11条 改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 第12条 本学大学院学則は、昭和47年6月23日に改正した。
- 第13条 改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 第14条 本学大学院学則は、昭和61年2月14日に改正した。
- 第15条 改正学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 第16条 本学大学院学則は、昭和62年3月24日に改正した。
- 第17条 改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 第18条 本学大学院学則は、昭和63年7月18日に改正し、同日から施行する。
- 第19条 本学大学院学則は、平成2年2月19日に改正し、改正学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 第20条 本学大学院学則は、平成2年4月26日に改正し、改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 第21条 本学大学院学則は、平成2年11月20日に改正し、改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 第22条 本学大学院学則は、平成4年3月16日に改正し、改正学則は、同日から施行する。
- 第23条 本学大学院学則は、平成5年3月23日に改正し、改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 第24条 本学大学院学則は、平成6年3月18日に改正し、改正学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 第25条 本学大学院学則は、平成7年3月23日に改正し、改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 第26条 本学大学院学則は、平成8年7月16日に改正し、改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 第27条 本学大学院学則は、平成9年3月18日に改正し、改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 第28条 本学大学院学則は、平成12年3月14日に改正し、改正学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 第29条 本学大学院学則は、平成13年3月13日に改正し、改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

- 第 30 条 本学大学院学則は、平成 14 年 3 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 31 条 本学大学院学則は、平成 14 年 12 月 19 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 32 条 本学大学院学則は、平成 15 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 33 条 本学大学院学則は、平成 16 年 3 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 34 条 本学大学院学則は、平成 16 年 7 月 20 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 35 条 本学大学院学則は、平成 17 年 3 月 15 日に改正し、改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 36 条 本学大学院学則は、平成 17 年 5 月 16 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 37 条 本学大学院学則は、平成 18 年 3 月 14 日に改正し、改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 38 条 本学大学院学則は、平成 18 年 12 月 12 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 39 条 本学大学院学則は、平成 19 年 3 月 13 日に改正し、改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 40 条 本学大学院学則は、平成 19 年 10 月 23 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 41 条 本学大学院学則は、平成 19 年 12 月 11 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 42 条 本学大学院学則は、平成 20 年 3 月 18 日に改正し、改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 43 条 本学大学院学則は、平成 20 年 5 月 27 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。改正学則第 35 条は全学に適応する。
- 第 44 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
ただし第 6 条および第 6 条の 2 については平成 20 年 12 月 9 日から施行する。
- 第 45 条 本学大学院学則は、平成 20 年 12 月 9 日に改正し、改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(経営学研究科定員増のため)

別表 (1)

各研究科における授業科目と単位数は次のとおりである。

1. 経済学研究科 博士前期課程 (修士課程)

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。

ただし、1週1時間15週の授業科目又は演習をもって1単位とする。

研究科及び専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考	
経済学研究科 経済学専攻	基 礎 科 目	ベーシック経済学	2		
		政策科学論	2		
経済統計・数学		2			
外国事例研究		2			
博士前期課程 (修士課程)	理 論	経済理論Ⅰ	2		
		経済理論Ⅱ	2		
		経済理論Ⅲ	2		
		経済理論Ⅳ	2		
		経済理論Ⅴ	2		
		経済理論Ⅵ	2		
		マクロ経済学Ⅰ	2		
		マクロ経済学Ⅱ	2		
		マクロ経済学Ⅲ	2		
		ミクロ経済学Ⅰ	2		
		ミクロ経済学Ⅱ	2		
		ミクロ経済学Ⅲ	2		
		応用マクロ経済学Ⅰ	2		
		応用マクロ経済学Ⅱ	2		
		応用ミクロ経済学Ⅰ	2		
		応用ミクロ経済学Ⅱ	2		
		経済学史Ⅰ	2		
		経済学史Ⅱ	2		
		経済変動論Ⅰ	2		
		経済変動論Ⅱ	2		
		経済哲学Ⅰ	2		
		経済哲学Ⅱ	2		
		保険理論	2		
		歴史・思想			日本経済史Ⅰ
				日本経済史Ⅱ	2
				日本経済史Ⅲ	2
				日本経済史Ⅳ	2
西洋経済史Ⅰ	2				
西洋経済史Ⅱ	2				
西洋経済史Ⅲ	2				
西洋経済史Ⅳ	2				
経済思想史Ⅰ	2				
経済思想史Ⅱ	2				
社会思想史Ⅰ	2				
社会思想史Ⅱ	2				
日中交流史Ⅰ	2				
日中交流史Ⅱ	2				
中国史Ⅰ	2				
中国史Ⅱ	2				

経済学研究科 経済学専攻		財政学Ⅰ	2
		財政学Ⅱ	2
博士前期課程 (修士課程)	政 策 (財政・金融・経済政策)	財政学Ⅲ	2
		財政学Ⅳ	2
		公共経済学Ⅰ	2
		公共経済学Ⅱ	2
		環境経済学Ⅰ	2
		環境経済学Ⅱ	2
		租税論Ⅰ	2
		租税論Ⅱ	2
		金融論Ⅰ	2
		金融論Ⅱ	2
		金融政策論Ⅰ	2
		金融政策論Ⅱ	2
		貨幣金融理論Ⅰ	2
		貨幣金融理論Ⅱ	2
		経済政策Ⅰ	2
		経済政策Ⅱ	2
		工業政策Ⅰ	2
		工業政策Ⅱ	2
		日本経済論Ⅰ	2
		日本経済論Ⅱ	2
		産業組織論Ⅰ	2
		産業組織論Ⅱ	2
		農業経済論Ⅰ	2
		農業経済論Ⅱ	2
		交通政策Ⅰ	2
		交通政策Ⅱ	2
		社会政策論Ⅰ	2
社会政策論Ⅱ	2		
社会保障論Ⅰ	2		
社会保障論Ⅱ	2		
経済地理学Ⅰ	2		
経済地理学Ⅱ	2		
経済地理学Ⅲ	2		
経済地理学Ⅳ	2		
都市政策論Ⅰ	2		
都市政策論Ⅱ	2		
都市経済論Ⅰ	2		
都市経済論Ⅱ	2		
地方自治論Ⅰ	2		
地方自治論Ⅱ	2		
医療経済学Ⅰ	2		
医療経済学Ⅱ	2		
地域文化論Ⅰ	2		
地域文化論Ⅱ	2		
地域医療論Ⅰ	2		
地域医療論Ⅱ	2		
労働経済論Ⅰ	2		
労働経済論Ⅱ	2		

経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程 (修士課程)	統計・計量・情報	統計学Ⅰ	2
		統計学Ⅱ	2
		統計学Ⅲ	2
		マクロプログラミング論Ⅰ	2
		マクロプログラミング論Ⅱ	2
		計量経済学Ⅰ	2
		計量経済学Ⅱ	2
		国民経済計算論Ⅰ	2
		国民経済計算論Ⅱ	2
		経済情報論Ⅰ	2
		経済情報論Ⅱ	2
		数学統論Ⅰ	2
		数学統論Ⅱ	2
		国際経済	国際経済論Ⅰ
	国際経済論Ⅱ		2
	アメリカ経済論Ⅰ		2
	アメリカ経済論Ⅱ		2
	中国経済論Ⅰ		2
	中国経済論Ⅱ		2
	アジア経済論Ⅰ		2
	アジア経済論Ⅱ		2
	国際金融論Ⅰ		2
	国際金融論Ⅱ		2
	開発経済論Ⅰ		2
	開発経済論Ⅱ		2
	国際関係論Ⅰ		2
	国際関係論Ⅱ		2
	ODA開発援助論Ⅰ		2
	ODA開発援助論Ⅱ		2
	貿易論Ⅰ		2
	貿易論Ⅱ		2
	多国籍企業論Ⅰ		2
	多国籍企業論Ⅱ		2
	社会主義経済論Ⅰ	2	
	社会主義経済論Ⅱ	2	
	法 律	税 法Ⅰ	2
		税 法Ⅱ	2
		税 法Ⅲ	2
		税 法Ⅳ	2
		財政法Ⅰ	2
		財政法Ⅱ	2
		商法Ⅰ	2
		商法Ⅱ	2
商法Ⅲ		2	
商法Ⅳ		2	
会社法Ⅰ		2	
会社法Ⅱ		2	
行政法Ⅰ		2	
行政法Ⅱ		2	
労働法Ⅰ	2		
労働法Ⅱ	2		

経済学研究科 経済学専攻	調査・実習	経済調査実習Ⅰ	2
		経済調査実習Ⅱ	2
		地域調査実習Ⅰ	2
		地域調査実習Ⅱ	2
		インターンシップ	2
博士前期課程 (修士課程)	外 読	日本語教育Ⅰ	2
		日本語教育Ⅱ	2
		外国文献研究Ⅰ	2
		外国文献研究Ⅱ	2
		ビジネス英語Ⅰ	2
		ビジネス英語Ⅱ	2
		ビジネス中国語Ⅰ	2
		ビジネス中国語Ⅱ	2
		国際教育開発論Ⅰ	2
		国際教育開発論Ⅱ	2
		外国語教育法Ⅰ	2
		外国語教育法Ⅱ	2
		古文書Ⅰ	2
		古文書Ⅱ	2
		特 殊 講 義	経済学特殊講義Ⅰ
経済学特殊講義Ⅱ	2		
経済学特殊講義Ⅲ	2		
経済学特殊講義Ⅳ	2		
演 習	演習	8	
共 通 科 目	別表(1)－7に定める科目		

(2) 履修方法

- ① 修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について、演習8単位を含めて32単位を修得しなければならない。
- ② 演習を担当する教授を指導教授とする。学生は、授業科目の選択、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。

2. 経済学研究科 博士後期課程

(1) 授業科目と単位数

経済学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。
ただし、1週1時間15週の授業科目をもって1単位とする。

研究科及び専攻課程	部 門	授 業 科 目	単位数	備 考
経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	理 論	経済理論Ⅰ	講義 4	
		同	演習	
		経済理論Ⅱ	講義 4	
		同	演習	
		マクロ経済学	講義 4	
		同	演習	
		ミクロ経済学	講義 4	
		同	演習	
		経済学史	講義 4	
		同	演習	
		経済変動論	講義 4	
		同	演習	
		経済哲学	講義 4	
		同	演習	
	歴史・思想	日本経済史Ⅰ	講義 4	
		同	演習	
		日本経済史Ⅱ	講義 4	
		同	演習	
		西洋経済史Ⅰ	講義 4	
		同	演習	
		西洋経済史Ⅱ	講義 4	
		同	演習	
		経済思想史	講義 4	
		同	演習	
		社会思想史Ⅰ	講義 4	
		同	演習	
		社会思想史Ⅱ	講義 4	
		同	演習	
	社会思想史Ⅲ	講義 4		
	同	演習		
	政 策 (財政・金融・経済政策)	財政学Ⅰ	講義 4	
		同	演習	
		財政学Ⅱ	講義 4	
		同	演習	
		貨幣金融理論	講義 4	
		同	演習	
		経済政策Ⅰ（経済政策総論）	講義 4	
		同	演習	
		経済政策Ⅱ（都市問題政策）	講義 4	
		同	演習	
		工業政策Ⅰ（日本産業論）	講義 4	
		同	演習	
工業政策Ⅰ（中小企業論）		講義 4		
同		演習		
工業政策Ⅱ（企業集中論）	講義 4			
同	演習			

経済学研究科 経済学専攻	政 策 (財政・金融・経済政策)	日本経済論	講義	4
		同	演習	
		農業経済論	講義	4
		同	演習	
		交通政策	講義	4
		同	演習	
		社会政策	講義	4
		同	演習	
		社会保障論	講義	4
		同	演習	
		経済地理	講義	4
		同	演習	
	都市政策論	講義	4	
	同	演習		
	統計・計量・情報	統計学	講義	4
		同	演習	
		数理統計学	講義	4
		同	演習	
		応用モデル分析論	講義	4
	同	演習		
国際経済	国際経済論	講義	4	
	同	演習		
	中国経済論	講義	4	
	同	演習		
	開発経済論	講義	4	
	同	演習		
	国際金融論	講義	4	
	同	演習		
	多国籍企業論	講義	4	
	同	演習		
社会主義経済論	講義	4		
同	演習			
経営・会計	経営経済学Ⅰ	講義	4	
	同	演習		
	経営経済学Ⅱ	講義	4	
	同	演習		
	経営財務論	講義	4	
	同	演習		
	中小企業経営論	講義	4	
	同	演習		
	生産管理論	講義	4	
	同	演習		
	流通論（マーケティング論）	講義	4	
	同	演習		
	会計学	講義	4	
	同	演習		
	会計史Ⅰ	講義	4	
同	演習			
会計史Ⅱ	講義	4		
同	演習			
外読	英書	講義	4	
	日本書	講義	4	
	古文書	講義	4	

経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程	法 律	商法	講義	4	
		同	演習		
		労働法	講義	4	
		同	演習		

(2) 履修方法

①博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、前掲の授業科目について、講義8単位以上を修得しなければならない。

②演習を担当する教授を指導教授とし、指導教授の担当する講義（演習と同一の授業科目）4単位を修得しなければならない。

この授業科目（講義4単位と演習）をその学生の専修科目とする。学生は、専修科目以外の授業科目講義4単位の選択履修、論文の作成、研究一般について指導教授の研究指導に従うものとする。

3. 経営学研究科 修士課程

(1) 授業科目と単位数

経営学研究科経営学専攻修士課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。

ただし、1週1時間15週の授業科目又は演習をもって1単位とする。また実験及び実習については、原則として30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

研究科共通科目	単位数	備考	コース名	プログラム名	授業科目	単位数	備考
<研究指導>					経営戦略特論Ⅰ	2	
研究指導Ⅰ	4				経営戦略特論Ⅱ	2	
研究指導Ⅱ	4			マネジメントプログラム	ヒューマン・リソース・マネジメント特論	2	
<基礎系>					ベンチャー・マーケティング特論Ⅰ	2	
経営学概論	2				ベンチャー・マーケティング特論Ⅱ	2	
商学概論	2				内部統制特論	2	
会計学概論	2				リスクマネジメント特論	2	
ビジネス法	2		経営コース	エグゼクティブプログラム	事業承継特論	2	
<経営系>					資産運用特論	2	
経営組織特論	2				中小企業経営特論	2	
経営管理特論	2				リーダーシップ特論	2	
流通システム特論	2				IPO特論	2	
人事労務管理特論	2				民法Ⅴ	2	
財務会計特論	2			コンサルティングプログラム	コンサルティング特論	2	
管理会計特論	2				問題発見・問題解決技法	2	
原価計算特論	2				ビジネス・コーチング特論	2	
金融証券特論	2				組織行動心理学特論	2	
テクニカル分析特論Ⅰ	2				クリティカル・シンキング特論	2	
テクニカル分析特論Ⅱ	2				経営オペレーション技法	2	
経営統計特論	2						
経営特殊講義	2			ビジネス法プログラム	会社法務	2	
<ビジネス法系>					企業金融法	2	
民法Ⅰ	2				経済法	2	
民法Ⅱ	2				知的財産法Ⅰ	2	
民法Ⅲ	2				知的財産法Ⅱ	2	
民法Ⅳ	2				雇用関係法	2	
商法Ⅰ	2				倒産法制	2	
商法Ⅱ	2				コーポレートガバナンス	2	
紛争処理特論	2		ビジネス法コース	税法務プログラム	税法Ⅰ	2	
経済刑法特論	2				税法Ⅱ	2	
ビジネス法特殊講義	2				税法Ⅲ	2	
<自主選択>					税法Ⅳ	2	
インターンシップ	2				国際租税法Ⅰ	2	
情報リテラシー実務演習	2			不動産法務プログラム	国際租税法Ⅱ	2	
ビジネス英語	2				国際会計特論	2	
<北浜共通科目>					不動産公法	2	
別表(1) -7. に定める科目					不動産私法	2	
					不動産手続法	2	
					不動産税法	2	
					信託法	2	
					不動産ビジネス特論	2	
					不動産開発特論	2	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導8単位または課題研究4単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。

4. 経営情報研究科 修士課程

(1) 授業科目と単位数

経営情報研究科経営情報専攻修士課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。

ただし、1週1時間15週の授業科目又は演習をもって1単位とする。また実験及び実習については、原則として30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

研究科及び専攻課程	科目群	授業科目	単位数	備考		
経営情報研究科 経営情報専攻	基礎科目	会計基礎特論	2			
		マクロ経済分析	2			
		金融工学とファイナンス理論	2			
		計量モデル入門	2			
		情報数学特論	2			
		情報処理特論	2			
	専門科目	アカウント ディング・ ファイ ナンス 系	損益会計特論	2		
			現代会計論	2		
			税務会計論	2		
			財務会計論	2		
			国際会計と日本の会計	2		
			連結財務諸表の作成実務	1		
			法人税法特論	2		
			コーポレートファイナンス	2		
			中小企業ファイナンス論	2		
			アントレプレナー・ファイナンス	2		
			計量ファイナンス分析	2		
			ディスクロージャーと金融商品取引法Ⅰ	1		
			ディスクロージャーと金融商品取引法Ⅱ	1		
			IPOのための内部統制	2		
			株式公開実務	2		
			資本政策と上場申請のための有価証券報告書作成実務	2		
			リスクマネジメントとポートフォリオ	2		
			間接金融の役割	2		
			証券ビジネスにおける「価値創造」の実践	2		
			資産運用の理論と実際	2		
			投資戦略論	2		
			M&A	1		
			財務管理特論	2		
			現代日本経済金融論	2		
			マーケティング戦略論	2		
			生産管理特論	2		
			産業技術特論	2		
			イン フォ メー シ ョ ン 系	アルゴリズム特論	2	
				応用モデル分析特論	2	
				企業情報システム特論	2	
				情報システム設計特論	2	
				情報教育システム特論	2	
				情報教育システム実習	2	
				情報ネットワーク特論	2	
ソフトウェア・モデリング	2					
データベース特論	2					
データベース特論実習	2					
情報データ分析特論	2					

	専 門 科 目	イ ン フ ォ メ ー シ ョ ン 系	e-ラーニング	2
			e-ラーニングの理論	2
			e-ラーニングの実務	2
			e-ビジネス	2
			ICT関係法特論	2
			マルチメディア特論	2
	特 別 講 義		経営情報特別講義Ⅰ	1
			経営情報特別講義Ⅱ	2
			アカウンティング・ファイナンス特殊講義	2
			インターンシップ	2
	研 究 指 導		研究指導Ⅰ	4
			研究指導Ⅱ	4
			課題研究	4
	共 通 科 目		別表(1)-7.に定める科目	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について研究指導群から8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

5. 人間科学研究科臨床心理学専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。ただし、1週1時間15週の授業科目又は演習をもって1単位とする。また実験及び実習については、原則として30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

研究科及び専攻課程	科目群	授業科目	単位数	備考
人間科学研究科 臨床心理学専攻	基礎科目	人間関係特論	2	
		心理学統計法特論Ⅰ	2	
	専門科目	心理学統計法特論Ⅱ	2	
		臨床心理学特論Ⅰ	2	
		臨床心理学特論Ⅱ	2	
		臨床心理面接特論Ⅰ	2	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	
		臨床心理学研究法特論	2	
		学習心理学特論	2	
		認知心理学特論	2	
		家族心理学特論	2	
		精神医学特論	2	
		心身医学特論	2	
		投影法特論Ⅰ	2	
		投影法特論Ⅱ	2	
		臨床心理査定演習Ⅰ	2	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	
		臨床心理基礎実習	2	
		臨床心理実習	2	
		学校臨床心理学特論	2	
		心理療法特論	2	
		関連科目	臨床心理学各論Ⅰ	
	臨床心理学各論Ⅱ		2	
	研究指導科目	研究指導Ⅰ	4	
		研究指導Ⅱ	4	

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目4単位および専門科目18単位以上且つ演習・指導科目8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

6. 人間科学研究科人間共生専攻 修士課程

(1) 授業科目と単位数

人間科学研究科人間共生専攻修士課程における授業科目及び単位数は次のとおりとする。
ただし、1週1時間15週の授業科目又は演習をもって1単位とする。また実験及び実習については、原則として30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

研究科及び専攻課程	科目群	授業科目	単位数	備考	
人間科学研究科 人間共生専攻	基礎科目	人間関係特論	2		
		インターンシップ	2		
	専門科目	共生生活コース	生活世界原論		2
			人間共生特論		2
			人間論特論		2
			現代家族特論		2
			生と死の倫理学特論		2
			ライフスタイル特論		2
			ライフデザイン特論		2
			社会的企業経営特論		2
			健康・スポーツ心理学特論		2
			健康・スポーツ産業特論		2
			栄養学特論		2
			運動生理学特論		2
			運動適応特論		2
			身体運動学特論		2
		健康運動学特論	2		
		人間関係学コース	キャリア心理学特論		2
			組織リーダーシップ特論		2
			人的資源マネジメント特論		2
			産業カウンセリング特論		2
			パブリック・リレーションズ特論		2
			社会的コミュニケーション特論		2
			メディア行動特論		2
			ネゴシエーション特論		2
			文化ビジネス特論		2
			文化支援特論		2
			産業人類学特論		2
			国際文化理解特論		2
			カルチュラルスタディーズ特論		2
	フィールドワーク方法特論		2		
	社会調査研究	2			
演習・指導科目	専門演習Ⅰ	2			
	専門演習Ⅱ	2			
	研究指導Ⅰ	4			
	研究指導Ⅱ	4			

(2) 履修方法

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学し、前掲の授業科目について基礎科目4単位および専門科目14単位以上且つ演習・指導科目12単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。

7. 共通科目（経済学研究科・経営学研究科・経営情報研究科）

科目群	授業科目	単位数	備考
基礎科目	プレゼンテーション・ディベート	2	
	マクロ経済学	2	
	ビジネス・エコノミクス	2	
	ビジネス・アカウンティング	2	
	金融工学とファイナンス理論	2	
	ビジネス法	2	
	経営学概論	2	
	商学概論	2	

1. 経済学研究科

(単位：円)		
入学検定料	博士前期課程 博士後期課程	35,000
(単位：円)		
	博士前期課程・博士後期課程	
学 費 等 納 付 金	入 学 金	270,000
	授 業 料	710,000
	施設設備資金	140,000
	入学年度額	1,120,000

(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。

2. 経営学研究科・経営情報研究科・人間科学研究科

(単位：円)		
入学検定料	修士課程	35,000
(単位：円)		
	修 士 課 程	
学 費 等 納 付 金	入 学 金	270,000
	授 業 料	710,000
	施設設備資金	140,000
	入学年度額	1,120,000

(注) 1. 入学金は入学年度のみ徴収する。
2. 人間科学研究科臨床心理学専攻の実習費は、
年額120,000円とする。